

鎌倉都市計画ごみ処理場の変更案の縦覧

都市計画法第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり都市計画の変更をするため、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、当該都市計画案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画案について、縦覧期間満了の日までに鎌倉市長に意見書を提出することができます。

令和 7 年（2025 年）6 月 10 日

鎌倉市長

松尾



1 都市計画の種類及び名称

鎌倉都市計画ごみ処理場の変更（第 2 号名越ごみ処理場）

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

鎌倉市大町五丁目地内

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所

鎌倉市役所まちづくり計画部都市計画課（本庁舎 3 階）

4 都市計画の案の縦覧期間

令和 7 年（2025 年）6 月 11 日（水）から同月 25 日（水）までの
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土曜日、日曜日を除く）